

2015年9月定例会総括質問

10月5日 日本共産党 宮本しづえ県議

日本共産党の宮本しづえです。

安倍政権は、あらゆる問題で主権者国民の声を踏みにじる暴走を続けています。今国会で最大の焦点となった安保法制、いわゆる戦争法は、知事も本会議で「国会において慎重かつ十分に審議されるべきもの」と答弁されましたが、参院特別委員会は締めくくりの総括質問さえ行わずに圧倒的多数の国民の反対を押し切って採決を強行したことに怒りが高まっています。憲法の平和主義、立憲主義、民主主義を蹂躪する戦争法は廃止するしかありません。

日本共産党は、戦争法が成立したその日に、憲法の平和原則をとりもどし違憲状態を解消するため、戦争法を廃止する「国民連合政府」の実現を呼びかけました。一日も早い実現をめざし、あらゆる努力を尽くす決意を表明するものです。

安倍政権の暴走は、原発政策にも表れています。改定福島復興指針で、一律の避難解除、賠償の事実上の打ち切り、被災者支援の打ち切りの方針を示し、被災県民を切り捨てて福島原発事故も被害も終わったことにして、全国の原発再稼働に突き進んでいることは本会議でも指摘したとおりです。直近の国民の世論調査でも、原発再稼働に反対が58%を占めているように、国民は原発の再稼働を認めていないのです。

しかし、福島県民切り捨ては具体化が始まっています。以下、具体的な問題について質問いたします。

第一は、避難指示解除の問題です。9月5日に楢葉町が全町避難解除となりましたが、インフラの未整備など、帰還した住民からも生活できる環境が整っていないとの批判が根強くあります。今後、他の避難区域でも順次避難指示解除が行われようとしています。国は十分な協議を前提といいます。住民の理解と納得こそ前提にすべきと考えますが、県の考えを伺います。

避難地域復興局長

避難指示の解除は、除染の進捗、インフラの復旧など、おおむね環境が整ったところから国が、県・市町村、住民との十分な協議を踏まえ、判断することとしています。県と致しましては、住民の理解が進むよう、協議が行われるものと考えております。

宮本県議

第二に、賠償に関する問題です。改定復興指針は、営業損害賠償は、今年8月以降は直近の1年分の200%を一括で支払うとし、その後は「相当因果関係」が認められる特別の事情がある場合についてのみ継続するとしています。これは事実上の賠償打ち切りと同じです。今年7月分までの請求を容易に認めない事例が相次いでいるのです。先月7日、私は東電が賠償を出し渋っているために賠償が継続されない被害者とともに、経産省、東電相手に交渉

を行ってまいりました。

昨年までは逸失利益の賠償が行われていたある小売業者は、今年になって7年分の取引を証明する伝票の提出を求められたのです。交渉の場でその条件が示され、会場は騒然となりました。税法ですら7年前にさかのぼることはない、何で被害者がそこまで証明しなければならないのかと怒りの声が一斉に上がりましたが、とうとう東電はこの条件を撤回せず、翌日事業者を直接訪問して確認するとなったのです。翌日、東電は事業者を訪問したら、今度は、売り上の相当部分が確実に関連業者に販売されたことを証明する伝票を出せと言ってきたのです。レジで小売りを行っている業者に誰に売ったかを証明しろということ自体、全く無茶な要求です。これが、東電が確認するとしている相当因果関係の中身であり、無理難題を求めて出せないなら賠償は打ち切るとのことなのです。別の事業者は、震災前からの取引先からなぜ発注しないのか理由を書いてもらって提出せよと求められています。

県は商工業等の営業損害について事業者へのこの無法に厳しく抗議し、被害の実態に即して今まで通りの賠償を求めるべきと思いますが見解を伺います。

原子力損害対策担当理事

商工等の営業損害につきましては、事故との相当因果関係が認められる減収分が賠償されるべきことは当然であり、引き続き東京電力に対し損害の範囲を幅広く捉えるとともに、被害者の視点に立ち事業の再建に繋がる賠償を的確に行うよう求めて参ります。

宮本県議

こういう無茶なことについては、厳しく抗議すべきだと思うんですよ。どうですか。

原子力損害対策担当理事

先ほど申し上げましたとおり、これまでもですね、損害の範囲を幅広く捉えて相当因果関係を求める場合であっても、事業者の過度の負担にならないように簡易な手法で求めるように、ということをお願いしました。「オール福島」としての福島県の損害対策協議会の中でですね、みなさんで力を合わせてそういったところをしっかりと求めて参りたいと思います。

宮本県議

全県民が、程度の差はあれ様々な不安・悩みを抱えながらこの4年半を過ごしてきました。しかし、被害者として全うに扱われなかったことが、賠償が継続している避難者との間にあつれきが生じて、被災県民同士が対立するという不幸な状態を生み出していると思います。本県復興にとって、被災者同士が協力し合い良い関係をつくることは、本県復興にとっても極めて重要と考えます。

そこで、県は、全ての県民が被害者の立場を今も変えることなく、県民の精神的損害に対応する賠償を求めるべきと思いますが、見解をお示してください。

原子力損害対策担当理事

原子力発電所事故による損害につきましては、これまで原子力損害対策協議会活動等を通し、精神的損害はもとより、県内で生じている様々な損害について被害の実態に見合った賠償を行うよう、国、東京電力に求めて参りました。引き続き個別具体的な事象への対応も含め、被害者の立場に立った賠償が的確になされるよう取り組んで参ります。

宮本県議

私は、具体的に県民が負っている精神的な損害賠償について、きちんと求めるべきではないか、というふうに答弁を求めていますので、この件について明確にお答えをいただきたいと思えます。

原子力損害対策担当理事

精神的損害につきましては、県の原子力損害対策協議会の活動を通じまして、被害の実情に応じた賠償を求めてきているところでありまして、これまで一定の賠償がなされたところでございます。今後も個別具体的な事情による損害の対応も含めまして、被害者の立場に立った賠償を求めていく考えであります。

宮本県議

個別具体的にということ言えば、ADR への申し立てような個別具体的に対応させることはありますけれど、これはあくまでも大変な努力がいるわけですね。でも圧倒的な県民が日々不安を抱えているということは事実なわけで、原発事故がなければ起きなかった問題です。ここの点について、明確にきちんと具体的な形で求めるべきだと思えますよ。この件についていかがですが。

原子力損害対策担当理事

一定一律の賠償ということになりますと、国の原子力損害賠償紛争審査会によります、指針への反映というものが求められてくると考えております。審査会に対しましては、県内の状況も日々変化しておりますので、福島県内に現地視察に来ていただいて現状把握して頂いて、実態に応じた指針への反映というものを今後も求めてまいりたいと思っております。

宮本県議

次は、徹底した除染の問題です。国は、8月の県議会全員協議会の席で、「フォローアップ除染のガイドラインを示すことは困難だ」という答弁を行いました。県はフォローアップ除染のガイドラインを早期に示すよう求めていることに対し、国がまともに応じようとならない事について、今後どのように対応するのか伺います。

生活環境部長

追加的除染につきましては、国は川内村等において事後モニタリング調査結果を踏まえ、雨樋下や水の流れ道など、除染効果が維持されていない箇所において無類的に実施してきております。県と致しまして引き続きそれらの取り組み内容を確認するとともに、追加除染の対象箇所や手法など、具体的な仕組みを早期に示すよう、強く国に求めて参ります。

宮本県議

次に、除染によって生じた除染廃棄物を自宅敷地内に現場保管せざるを得ない世帯は、県内で10万カ所に上っています。中間貯蔵施設が整備されなければそのまま継続せざるをえないということになるわけであります。これについて、自宅敷地内の現場保管に対して、何らかの補償を求めるべきではないかと思いますが県の見解をお示してください。

生活環境部長

除去土壌等の現場につきましては、放射性物質汚染対処特別措置法等に基づき、市町村が土地の所有者との説明の上で、仮置き場や搬入するまでの当分の間、現場において保管して頂いているものであります。今後とも市町村との連携を図りながら仮置き場の確保に努め、出来るだけ速やかに除去土壌等を搬出できるように、取り組んで参ります。

宮本県議

この問題はですね、県民に我慢を強いているわけですよ。だから何の補償もしないというわけにはいかないんだと、県がそういう立場に立つべきではありませんか。いかがですか。

生活環境部長

住民の方々からはですね、出来るだけ早く搬出して欲しいとこういった声を大変伺っております。この現場保管につきましては、仮置き場の確保が進まない状況において、生活空間における線量の低減をはかるために、住民の方々に説明をして対応してきたものであります。現在、市町村においては早期に搬出するため仮置き場の確保に努めながら、徐々に搬出を進めてきております。出来るだけ速やかに、除去土壌等の搬出が出来るように、市町村と一体となって取り組んで参ります。

宮本県議

次は、イノシシ対策についてです。避難指示が解除された檜葉町で、飼い犬がイノシシの集団に襲われ殺されたというニュースは、県民はもとより避難者にも大きな衝撃を与えています。犬にとどまらず、子どもなど人間も襲われる可能性があるだけに、どう猛さを増すイノシシの適切な駆除は、県民の安全確保と復興の重要な課題となっています。

そこで、イノシシ駆除の今年の実施目標達成に向けた見通しをお示してください。

生活環境部長

イノシシの捕獲目標につきましては、管理計画において年間1万7,000頭から1万8,000頭程度の捕獲を行うこととしております。これまでの有害捕獲、それから狩猟捕獲、そういった対策に加えまして、県による直接捕獲を新たに導入致します。そういった捕獲を通じましてさらなる強化を図ることとしております。今後とも市町村関係団体と一体となって目標の達成に向け、捕獲に積極的に取り組んで参ります。

宮本県議

イノシシ駆除隊に対する助成は、狩猟か否かに関わらず、県内どこの市町村かに関わらず、イノシシ捕獲に対し、同じ助成が受けられる仕組みを作るとともに助成金の大幅な増額を図るべきですが、県の考えを伺います。

生活環境部長

イノシシの捕獲に対する助成につきましては、有害捕獲や狩猟捕獲の対策を行っている市町村に対しまして、県から1頭あたり8,000円の助成を行っており、さらに市町村では額を上乗せして、捕獲者に助成をしております。各市町村の取り組み状況につきましては、担当者会議等をつうじまして情報の共有を図ると共に、狩猟捕獲については昨年度から、3,000円増額したところであり、今後とも捕獲の推進に努めて参ります。

宮本県議

多いところでは市町村独自の上乗せをして、1頭あたり2万3,000円とか福島市はそういう状態です。それでも足りないというのが猟友会の声ですから、ぜひ増額を検討すべきだと思います。駆除したイノシシの処分方法もまちまちですが、今年、相馬市にイノシシ焼却施設を新たに設置する予算が計上されました。

そこで、焼却処理に当たっては、搬入経費の支援も必要と考えますが、県の考えを伺います。

生活環境部長

イノシシの焼却処理にあたっての、搬入経費等の支援についてでありますけれども、有害捕獲及び狩猟捕獲について、罟、銃弾の購入費のほか、埋設・運搬等、処分にかかる経費などについても対象として助成を行ってきております。今後とも市町村はじめ関係機関と連携して、イノシシの適切な処分に努めて参ります。

宮本県議

イノシシ対策については十分な予算を確保することが重要です。これまでは、県の鳥獣被害防止総合対策交付金事業として電気柵等の施設整備が行われてきました。今年はこの整備事業が要望額の78%に2割以上もカットされ、また、捕獲のための予算も57%と半分近くに削減されてしまいました。国は復旧事業ではないと説明しているようですが、イノシシ対策は

本県にとっては明らかな復興関連事業そのものです。

鳥獣被害防止総合対策交付金を増額して、大量に増加したイノシシ対策に取り組めるよう国に予算増額を求めるべきですが、県の対応を伺います。

農林水産部長

鳥獣被害防止総合対策交付金事業につきましては、今年度の配分額が県の要望額を下回ったことから、追加配分について6月に行った国に対する県単独の要望をはじめ、8月には全国知事会による国への提案要望など、様々な機会を捉えて要望してまいりました。今後とも必要な予算の確保について、国に強く求めてまいります。

宮本県議

そこですとね、県北の福島市、伊達市、川俣町が共同で国がだめなら県で予算措置してほしいと県に要望書を提出しました。市町村に対しては、今年度の事業予定要望箇所を減らすやり方を改めて、県独自でも予算措置して予定通り事業が行えるようにすべきですが、県の考えを伺います。

農林水産部長

鳥獣被害対策の予算につきましては、国の補助事業に加えまして、本年度から新たに県単独で複数市町村が広域で取り組む場合に支援できる事業を創設したところであります。

宮本県議

電気柵設置事業は、国基準では3戸以上のグループでないと補助対象にならないため、福島市は独自に1戸では3分の1、2戸で2分の1の補助を実施しています。県としても3戸以下についても助成対象とすべきですが考えを伺います。

農林水産部長

電気柵等の侵入防止策につきましては、個別に設置するよりも集落単位など、共同で広域的に設置することが、効果的な被害防止に繋がることから、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱」により補助対象が規定されているものでございます。

宮本県議

福島市は今年度予算で9,000万円を計上し、6人の専門職員を配置して取り組んでいます。県としても対策課を設置し、専任職員を配置して本格的何取り組みを行う必要があると考えますが、県の考えを伺います。

農林水産部長

イノシシ被害対策への取り組みにつきましては、平成19年度から県農業総合センターに専

門職員を配置し、被害現場からの要請に応じ効果的なアドバイスを行っておりますほか、今年度からは、本庁における専任職員の配置と各農林事務所における複数の担当職員の設置など、体制を強化したところでございます。今後とも昨年設置した野生鳥獣被害対策庁内連絡会において、関係部局が連携し、情報共有をしながら総合的な対策を講じて参る考えであります。

宮本県議

次に、新たな県民運動について伺います。「健康」をテーマに新たな県民運動に取り組むことが県民運動検討委員会から方向性として示されました。大震災と原発事故後の県民の健康悪化が指摘されています。震災前から本県の実生活習慣病による死亡率が全国トップレベルにある問題が指摘されており、震災後さらに悪化しているのではと懸念されております。子供の不登校が過去最高になったこと、災害関連死が後を絶たないこと。また自殺者の増加など、県民の命と健康を取り巻く状況の悪化が各分野から指摘されているだけに、健康問題を県民運動として提起された意義は大きく時宜を得た運動だと考えます。

県は文化スポーツ局任せではなく、文字通り県民の健康に責任を負う保健福祉部が中心となり、必要な予算も体制もとって取り組みを進めるべきではないかと考えます。そこで、新たな県民運動は全県民を対象にした健康の維持・増進を図る取り組みにしていくべきと思いますが県の考えを伺います。

文化スポーツ局長

新たな県民運動につきましては、現在、有識者等による検討委員会において、検討中であり、これまでの議論では「健康」をキーワードとした方向性が示されております。県と致しましては、新たな県民運動が、県民の皆さんにとって分かりやすく、だれもが参加しやすい県民運動となるようさらに検討を進めて参ります。

宮本県議

原発事故との関連でも県民負担をなくすことによる各種検診、とりわけ、がん検診の受診率の向上が不可欠と考えます。県の考えを伺います。

保健福祉部長

がん検診費用無料化につきましては、実施主体である市町村の判断によるものと考えております。県と致しましては、県民の受診を促すボランティアの育成や、市町村が行う個別受診勧奨への技術的支援に取り組むなど、積極的に受診率の向上に努めて参る考えであります。

宮本県議

がん検診の自己負担も受診率も自治体によって大きな開きがあります。福島市と郡山市を比較いたしますと、がん検診の自己負担は2倍の開きがあります。この乖離を解消するため

には、市町村任せではなくて県が役割を發揮すべきではないか、というふうに考えますがいかがですか。

保健福祉部長

それぞれ市町村の判断において、無料化または料金に差が出ているのはご指摘のとおりでございますが、受診率が必ずしも料金と連動しているわけでもございませんので、県と致しましては各種ですね、啓発、広報をふくめて受診率の向上に努めて参りたいと考えております。

宮本県議

関連性はないとおっしゃいますけどね、負担がゼロの、例えば松枝岐村はがん検診は100%を超えていますよ。だからそれは相関性がある、というふうに考えるべきだと思います。

県民の健康維持増進にとって、保健医療従事者の養成は重要です。今議会には、理学療法士や作業療法士、臨床検査技師、診療放射線技師を養成する大学課程の設置を進めるための基本構想策定の予算が計上されたことは、前進だと思います。しかし大学は卒業までに4年かかるわけですから、この養成施設を早期に整備すべきと思いますが、県の考えを伺います。

保健福祉部長

保健医療従事者養成施設の整備につきましては、高齢化の進展に伴う医療介護事業の増大や高度化専門化が進む医療環境に対応するため、より質の高い保健医療従事者を要請確保することから、施設の設立理念、設置方向、規模等、整備に際しての基本構想、年内目途に策定するなど速やかにその具体化を図って参る考えであります。

宮本県議

この施設の財源については、国の補助制度はないとのことですが、私は復興事業の一環として国に財政支援を求めるべきと思いますが、いかがですか。

保健福祉部長

保健医療従事者養成施設の整備の財源についてでございます。原発事故の影響によりまして、県外に流出したことに伴い医療従事者が不足している。その一方、避難の長期化などに伴いまして、要介護者がまた増加している。医療従事者の必要性、益々高まっておりますことから、国の財政支援は不可欠であると考えております。このため県と致しましても既存の基金の積み増しあるいは新たな支援制度による財政措置を講ずるよう国に要望をしているところでありまして、今後とも強く働きかけて参りたいと思います。

宮本県議

最後に、大雨による被害対策について伺います。9月9日、11日にかけて全県を襲った大

雨は、県内各地に大きな被害をもたらしました。被害の内容は深刻であり、復旧を円滑に進めるために「激甚災害」の地域指定がなされる必要がありますので、県の一層の取り組みを求めたいと思います。宅地や農地の被害に対して、伊達市や川俣町のように市町村が独自の支援を行っているところもあります。川俣町議会は、補助率3分の2、そして限度額を20万円から30万円に引き上げ、100万円以上の被害については限度額に50万円に、という支援制度を決めたようです。

そこでまず、農地について、小規模な被害が多数あり早期の復旧が望まれるところですが、農地災害復旧については国が制度化しているものの、市町村や農家に十分周知されていない状況があります。

農地の小規模災害復旧について、農家の負担軽減のために県はどの様に取り組むのか、対応を伺います。

農林水産部長

大雨による農地の小規模災害につきましては、その被害の程度により、国の「農地等小災害復旧事業」を活用し、市町村事業として対応が可能となっております。現在各農林事務所が詳細な被害状況の取りまとめと、具体的な災害復旧対策について市町村と調整しているところであり、農家の負担軽減のためにもこの事業が積極的に活用されるよう、市町村や農家への周知に努めて参ります。

宮本県議

ぜひ周知図って頂きたいと思います。そこで宅地なんですけれど、宅地の土砂災害についても支援策を創設すべきと思いますが、県の考えを伺います。

危機管理部長

大雨により、宅地に流れ込んだ土砂の撤去につきましては、県内4市町村において復旧に要する費用の助成を行っている聞いております。県と致しましては、今後支援を行っている市町村の状況や、他の市町村の動向などもお聞きして参りたいと考えております。

宮本県議

実施しているところの状況も聞きながら、ということですが、川俣町は独自の相当思い切った策をやったと思います。そこに習ってぜひ県としても、これを支援するような独自の制度を求めて質問を終わります。

以 上